

資料54 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、38.1.2及び38.3に定める方法又は38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年環境庁告示第59号（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジ	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)（注（6）第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサ	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。「イ 生活環境の保全に関する環境基準」において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

※25年3月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（L A S）が追加されました。

（ア）河川（湖沼を除く。）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要 求量(BOD)	浮遊物質 量(S S)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級、水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
測定方法		規格K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102の21に定める方法	公共用水域告示付表9に掲げる方法	規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法
備考	<p>1 基準値は、日間平均値とする（海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう（海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階（試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。</p> <p>この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>					

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
測定方法		規格K0102の53に定める方法	公共用水域告示付表11に掲げる方法	公共用水域告示付表12に掲げる方法
備考1	基準値は、年間平均値とする。（海域もこれに準ずる。）			

(イ) 海域

a

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上8.3以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	—	—
測定方法		規格K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102の17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	公共用水域告示付表13に掲げる方法
備考						
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mLとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。 同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD(O_2\text{mg/L}) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times fNa_2S_2O_3 \times 1000/50$ (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(mL) (b) : 蒸留水について行った空試験値(mL) $fNa_2S_2O_3$: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p>						

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
測定方法		規格K0102の45.4又は45.6に定める方法	規格K0102の46.3に定める方法
備考			
<p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。</p>			

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下
測定方法		規格K0102の53に定める方法	公共用水域告示付表11に掲げる方法	公共用水域告示付表12に掲げる方法

ウ 地下水の環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格K0102の65.2に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表2に掲げる方法
PCB	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.1に定める方法
ふつ素	0.8mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法
備考		
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2	「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	
4	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

エ 環境基準の類型指定状況

(ア) 河川

あてはめ 水域名	生活環境の保全に関する環境基準					環境基準点名	範囲	備考	
	BOD等5項目		水生生物の保全に係る項目						
類型	達成 期間	指定年月日 (見直し年月日)	類型	達成 期間	指定年月日				
宇治川(1)	A	ハ	関45.9.1	生物B	イ	環21.11.30 (※1)	隠元橋	山科川合流点より上流	
宇治川(2)	B	ハ	〃				淀川御幸橋	山科川合流点から三川合流点まで	山科川合流点を含む。
桂川上流	A	イ	〃	桂川上流(1)生物A	イ	府22.12.28	渡月橋	渡月橋より上流	渡月橋を含む。
				桂川上流(2)生物B	イ	〃	桂川上流(1):八千代橋 桂川上流(2):渡月橋	(水生生物の保全に係る項目の桂川上流(1):世木ダムより上流、桂川上流(2):世木ダムより下流)	
桂川下流(1)	A	イ	関45.9.1 (府22.12.28)	生物B	イ	〃	西大橋	渡月橋から天神川合流点まで	
桂川下流(2)	A	イ	関45.9.1 (府8.3.29, 府22.12.28)	生物B	イ	〃	宮前橋	天神川合流点から宇治川合流点まで	天神川合流点を含む。
鴨川上流(1)	A	イ	関45.9.1 (府53.3.24, 府22.12.28)				出町橋	高野川合流点より上流	高野川合流点を含む。
鴨川上流(2)	A	イ	関45.9.1 (府53.3.24, 府8.3.29)				三条大橋	高野川合流点から勸進橋まで	勸進橋を含む。
鴨川下流	A	イ	関45.9.1 (府8.3.29, 府22.12.28)				京川橋	勸進橋より下流	
木津川(2)	A	ロ	環47.11.6	生物B	イ	環21.11.30 (※2)	笹瀬橋	久米川合流点から名張川合流点まで	
木津川(3)	A	イ	〃				恭仁大橋 玉水橋 木津川御幸橋	名張川合流点から淀川合流点まで	名張川合流点を含む。
由良川上流	AA	イ	府49.4.1	生物A	イ	府22.12.28	安野橋	大野ダムより上流	
由良川下流	A	イ	〃	生物B	イ	〃	山家橋 以久田橋 音無瀬橋 波美橋 由良川橋	大野ダムより下流	
野田川	A	ロ	府51.7.20				六反田橋 堂谷橋	全域	
竹野川	B	イ	府52.3.25 (府22.12.28)				荒木野橋	全域	
小畑川上流	A	イ	府53.3.24 (府22.12.28)				京都市・長岡京市境界点	京都市と長岡京市の境界より上流	京都市と長岡京市の境界を含む。
小畑川下流	A	イ	府53.3.24 (府8.3.29, 府22.12.28)				小畑橋	京都市と長岡京市の境界より下流	
大谷川	B	ロ	府53.3.24 (府22.12.28)				二ノ橋	全域	
高野川上流	AA	イ	府53.3.24				三宅橋	花園川合流点より上流	花園川合流点を含む。
高野川下流	A	イ	府53.3.24 (府8.3.29)				河合橋	花園川合流点より下流	
清滝川	AA	イ	府53.3.24				落合橋	全域	
田原川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				蛭橋	全域	
弓削川	A	イ	府8.3.29				寺田橋	全域	
圃部川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				神田橋	全域	
犬飼川	A	イ	〃				並河橋	全域	
有栖川	A	イ	〃				梅津新橋	全域	
天神川	A	イ	〃				西京極橋	全域	
和束川	A	イ	府8.3.29				菜切橋	全域	
棚野川	A	イ	〃				和泉大橋	全域	
高屋川	A	イ	〃				黒瀬橋	全域	
上林川	A	イ	〃				五郎橋	全域	
八田川	A	イ	〃				八田川橋	全域	
犀川	A	イ	〃				小貝橋	全域	
土師川	A	イ	〃				土師橋	全域	
牧川	A	イ	〃				天津橋	全域	
宮川	A	イ	〃				宮川橋	全域	
伊佐津川	A	イ	〃				相生橋	全域	
河辺川	A	イ	〃				第一河辺川橋	全域	
大手川	A	ロ	〃				京口橋	全域	
福田川	A	イ	〃				新川橋	全域	
宇川	A	イ	〃				宇川橋	全域	
佐濃谷川	A	イ	府8.3.29 (府22.12.28)				高橋橋	全域	

- (注) 1 達成期間:「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成、「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成
2 指定年月日(見直し年月日):「関」は閣議決定、「環」は環境庁(環境省)告示、「府」は京都府告示
3 ※1により指定された水域は「淀川(全域)」、※2により指定された水域は「木津川下流(久米川合流点より下流)」

(イ) 海域 (COD)

あてはめ水域名	類型	達成期間	指定年月日	環境基準点名	範囲
舞鶴湾 (1)	A	ハ	府50.3.18	N 35° -29' -34" MA-3 E 135° -23' -20" (念仏鼻地先) N 35° -28' -19" MA-4 E 135° -19' -38" (檜埼地先)	別記1の(1)の水域
舞鶴湾 (2)	A	イ	〃	N 35° -30' -58" MA-1 E 135° -20' -12" (キンギョ鼻地先) N 35° -29' -47" MA-2 E 135° -21' -26" (恵比須埼地先)	別記1の(2)の水域
宮津湾	A	ロ	府51.7.20	N 35° -34' -59" M-1 E 135° -12' -50" (江尻地先) N 35° -32' -31" M-2 E 135° -11' -53" (島埼地先)	別記2の(1)の水域
阿蘇海	B	ハ	〃	N 35° -33' -41" A-1 E 135° -09' -50" (野田川流入点) N 35° -34' -03" A-2 E 135° -10' -46" (中央部) N 35° -34' -41" A-3 E 135° -11' -33" (溝尻地先)	別記2の(2)の水域
若狭湾	A	イ	〃	N 35° -32' -17" W-1 E 135° -17' -50" (栗田湾沖) N 35° -38' -05" W-2 E 135° -16' -04" (波見埼沖) N 35° -40' -30" W-3 E 135° -19' -12" (鷺埼沖)	別記2の(3)の水域
山陰海岸	A	イ	府52.3.25	N 35° -45' -05" S-1 E 135° -06' -40" (竹野川沖) N 35° -39' -17" S-2 E 134° -54' -57" (久美浜湾沖)	別記3の(1)の水域
久美浜湾	A	ロ	〃	N 35° -38' -21" K-1 E 134° -54' -02" (湾口部) N 35° -36' -45" K-4 E 134° -54' -02" (湾奥部)	別記3の(2)の水域

別記

1. (1) 舞鶴市松松埼から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ埼から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である(舞鶴湾(1))。
- (2) 舞鶴市金ヶ埼から0度に引いた線、同市博奕岬から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(1)に係る部分を除いた水域である(舞鶴湾(2))。
2. 若狭湾西部水域は、丹後半島経ヶ岬と福井県越前岬を結ぶ線並びに正面埼の府県境と同地点から真方位24度1.2kmの点と舞鶴市毛島から真方位84度1.5kmの点を結ぶ線とその点から真方位0度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、由良川水域(昭和49年京都府告示第179号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)を除いた水域である。このうち
 - (1) 宮津湾は、宮津市黒岬の突端と世屋川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
 - (2) 阿蘇海は、小天橋及び大天橋より内海の水域である。
 - (3) 若狭湾は、上記(1)、(2)を除いた若狭湾西部水域である。
3. 山陰海岸東部水域は、京都府と兵庫県の境界である陸岸から、京都府と福井県の境界である陸岸の地点に至る地先海域であって、若狭湾西部水域(昭和51年京都府告示第415号に定める水域をいう。)及び舞鶴湾水域(昭和50年京都府告示第138号に定める水域をいう。)に係る部分を除いた水域である。このうち
 - (1) 山陰海岸は、山陰海岸東部水域のうち、久美浜湾に係る部分を除いた水域である。
 - (2) 久美浜湾は、山陰海岸東部水域のうち、小天橋より内湾の水域である。

(ウ) 海域 (全窒素及び全燐)

あてはめ水域名	類型	達成期間	指定年月日	環境基準点名 (2)と同じ緯度・経度)	範囲
舞鶴湾 (ア)	II	イ	府8.3.29	念仏鼻地先 檜埼地先	別記1の水域
舞鶴湾 (イ)	II	イ	〃	キンギョ鼻地先 恵比須埼地先	別記2の水域
宮津湾	II	イ	〃	江尻地先 島埼地先	別記3の水域
阿蘇海	II	ハ	〃	野田川流入点 中央部 溝尻地先	別記4の水域
久美浜湾	II	ロ	〃	湾口部 湾奥部	別記5の水域

- 別記 1 舞鶴市松松埼から279度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域並びに同市ミヨ埼から190度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。
- 2 舞鶴市金ヶ埼から31度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域のうち、舞鶴湾(ア)に係る部分を除いた水域である。
- 3 宮津市黒岬と同市波見埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた水域のうち、阿蘇海に係る部分を除いた水域である。
- 4 宮津市の天橋、小天橋及び陸岸により囲まれた水域である。
- 5 久美浜湾南部防波堤灯台から233度に引いた線及び陸岸により囲まれた水域である。